平成２７年（フ）第２２号
長崎県諫早市天満町60番18号、住民票上の住所長崎県大村市植松２丁目487番地１
破産者　山口　順也
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０６２号
埼玉県戸田市下前１丁目10番４―610号
破産者　本山美惠子
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２４号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮２丁目４番５号イルヴィラージュ101号
破産者　島村　守之
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
長野市松代温泉180番地
破産者　中村　公夫
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
奈良県大和高田市日之出東本町４番12号、開始決定時の住所奈良県大和高田市日之出町14番５号
破産者　大川　秀樹
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
奈良県御所市大字元町376番地の12　元町改良住宅184、住民票上の住所奈良県御所市大字元町379番地
破産者　岸本米穀酒店こと　岸本　明久
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　503、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字阪手489番地の１　Ｉ―102
破産者　宮本　惠子
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
奈良県橿原市曽我町806番地の４　グレースビュー壱番館303、開始決定時の住所奈良県橿原市常盤町45番地の15
破産者　森元　新悟
１　決定年月日　平成27年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７３７号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目４番30号
破産者　福田　雅代
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４０号
埼玉県東松山市山崎町８番地20　ノースブリッサ２―103
破産者　坂田真由美
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３５６号
川崎市麻生区細山３丁目７番４号、開始決定時の住所川崎市麻生区細山３丁目13番４－２号
破産者　山口　豊明
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５３号
新潟市江南区亀田本町４丁目３番６号
破産者　荒井　幸雄
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５５号
新潟市秋葉区車場４丁目12番34―403号　クレール１
破産者　荒井　幸浩
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５８号
名古屋市緑区鳴海町字母呂後111番地の２、住民票上の住所名古屋市緑区有松南501番地シンフォニアＡ―1304
破産者　岩野　裕一
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
大分県日田市大字庄手175番地４、開始決定時の住所大分県竹田市大字竹田2081番地
破産者　花田幾太郎
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第１０号
北海道網走市字稲富462番地の１、開始決定時の住所北海道網走市字稲富478番地の15、申立時の住民票上の住所北海道網走市字潮見177番地の38
破産者　日置　　等
１　決定年月日　平成27年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係